## 紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

自 平成24年4月1日 計画期間 至 平成34年3月31日

(平成25年2月変更)

和 歌 山 県

## 紀北森林計画区

(1) 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する (単位 面積: ha)

[2	区 分	面	積	備	考
*	袋 数	62,	783	△ 28 ha	現況が森林以外となったため
市町村別内訳	和歌山市	5,	7 2 9	△ 24 ha	現況が森林以外となったため
	橋本市	7,	490	△ 1 ha	現況が森林以外となったため
	紀美野町	9,	6 1 6	△ 3 ha	現況が森林以外となったため

その他の市町については、平成23年12月26日公表の地域森林計画のとおり

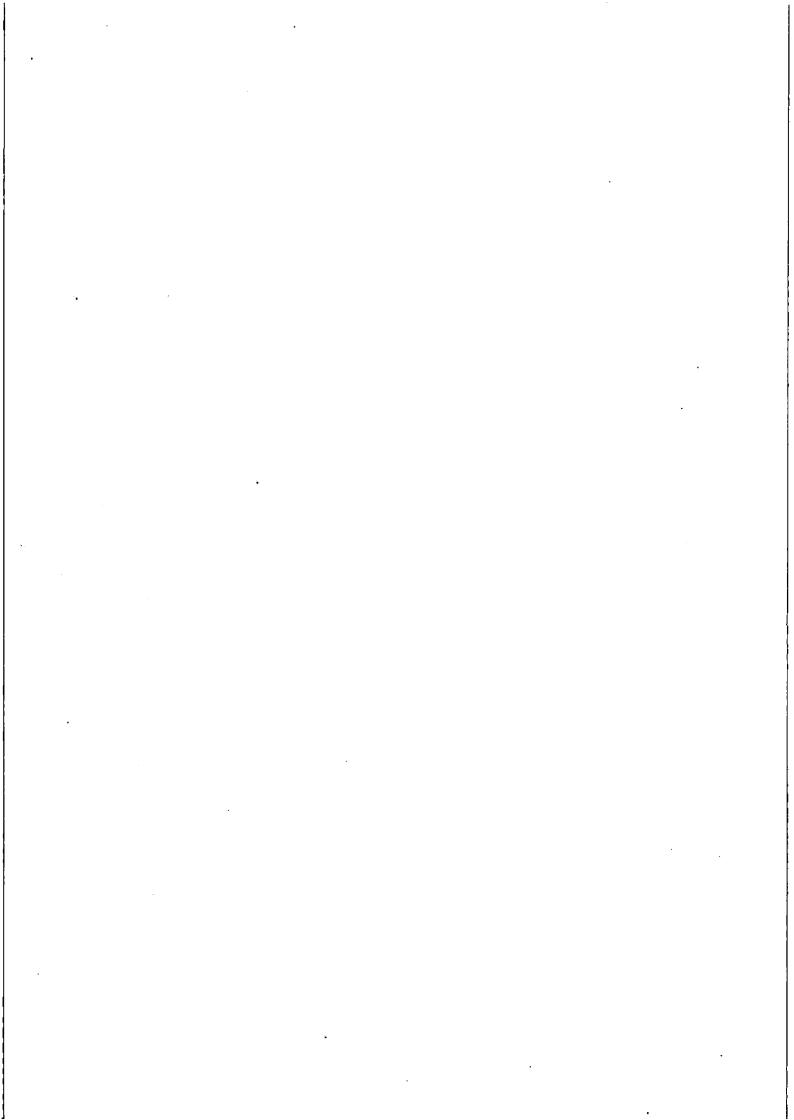
- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する 区域内の民有林とする。
  - 2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
  - 3. 森林計画図は和歌山県庁及び海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

## (2) 「第6-5 (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等」の一部を次のと おり変更する

(単位 面積:ha)

# 4 /		森林の種	類	面積		指定又は解除を	
指定/解除	種類	市町村	区域		前半5カ年 の計画面積	必要とする理由	備考
解除	土砂流出防備	紀美野町		3	(0) 1	指定理由が消滅 したため	
( <u>-</u> )	( <del>-</del> )	(-) かつらぎ町		( <del>-</del> 5	( <del>-</del> )	指定理由が消滅 したため	
計				(17) 22	(8) 12		
(-) 解 除	(一) 魚 つ き	(一) 海 南 市		( <del>-</del> )	(-) 1	指定理由が消滅 したため	
計				(-) 1	(-) 1		
合 計				(20) 26	(8) 13		

( ) 内は変更前、裸書は変更後



• .